## ロボットスーツHALによるリハビリ 〜湘南ロボケアセンターにて〜

神奈川県 菅原崇

私は、頚髄損傷者として、湘南ロボケアセンターで、ロボットスーツHAL(Neuro HAL FIT)を装着したリハビリを始めて、4年目に入りました。私が、ロボットスーツHALの存在を詳しく知ったのは、日本せきずい基金が主催するWalk Again 2016「中枢神経系の再生医療とリハビリテーション―iPS細胞誕生10周年」に参加したときのことでした。このときに中村雅也教授や山海嘉之教授の話を聞き、HALによるリハビリに興味を持つようになり、その後、ご縁があり湘南ロボケアセンターに通うようになりました。

私は、神奈川県海老名市にある虎ノ門法律経済事務所海老名オフィスの代表弁護士を務めています。湘南ロボケアセンターは、海老名オフィスから1時間程度の距離にあり、ヘルパーさんに連れて行ってもらっています。

先程ご紹介した「Walk Again」は、日本せきずい基金が毎年 行なっているイベントで、現在は、私も主催者側の監事の立



写真1. リハビリ開始時(3人介助)

場で参加させていただいております。この「Walk Again」では、再生医療の研究を行っている医師や研究者の方々の最新の研究状況や成果等の話を聞くことができます。先生方のお話を伺うと、いつかまた自分の足で歩きたいという願いが、現実のものとして叶う日が少しずつ近づいていることが実感でき、ワクワクします。その中で学んだ先生方共通のご見解として、再生医療などで神経が繋がっても、関節などが拘縮してしまっていた場合は歩くことが困難とのことでした。私は、事故以来、毎日リハビリを継続してきましたが、このご見解を聞くたびに、辛いリハビリを頑張り続けるための元気が貰えます。再び自分の足で歩く、その日を夢見て、普段から健康管理を行い、時間の許すかぎりできるだけのリハビリ等をして、体を動かすことに注力しています。

私は、リハビリの一つとして、湘南ロボケアセンターに通って いますが、通い始めたころはトレッドミルの上に吊られてい るだけで、HALを装着してもらっても自分の意思ではHALを 動かすことが出来ず、スタッフ3人がかりで介助をしてもら い歩行していました(写真1)。また、起立性低血圧にも襲わ れました。それでも普段車椅子に乗っている私には、立位を とることにより目線が50cm上がり、元の身長185cmの高い 目線から景色を見ることができるため心地よく、窓の外の富 士山を眺めながら90分間のリハビリを頑張っています。くわ えて、湘南ロボケアセンターのスタッフの方々は、とても親 切で、身体の大きな私のために手作りで補助具を作成して くれるなど様々な支援をしてくれるので、私もさらにやる気 が出ます。その後、少しずつ HALを自分の意思で動かすこと ができるようになり、最近は、スタッフ2名の方の軽介助程度 に軽減し、なんとか自分の意思でHALを動かして、足を運ぶ ことが出来るようになりました(写真2)。HALでのリハビリは、 大抵大量の汗をかき、リハビリ後は疲労困憊ですが、体力が 向上してきた実感もあり、再び自分の足で立って歩くことを 目標に頑張り続けるつもりです。

また、私は、私と同じように事故に遭って苦しんでいる方の力になりたいという思いが強く、交通事故の損害賠償を専門とする弁護士として、また、頚髄損傷当事者弁護士として、交通事故により重症を負ってしまった方の弁護活動を全国で行っています。私は、頚髄損傷の症状を自ら経験しておりますし、すべて同じではないとしても、気持ちも分かるつもりです。また、他の傷病により重症を負われた方についても苦しみが理解できるつもりです。

そのような気持ちと方針の中で弁護活動をしていると、多く の被害者から、HALによるリハビリ費用請求を加害者に請 求したい旨の相談をうけることがあります。私は、HALによる リハビリ費用を請求したい被害者の気持ちがよく理解でき ます。しかしながら、HALによるリハビリ費用請求をすること が、被害者の不利になり、損害賠償額全体が減少するケー スも複数経験しております。被害者の承諾をいただき、実例 を挙げますと、訴訟中の被害者から、「現在裁判中で、裁判 所の和解案で、全体で数千万円の損害が認められ、HALに よるリハビリ費用請求も数百万円認められたが、損害賠償 額全体が思っていたよりも大幅に少なく、これでは将来生活 が成り立たなくなってしまう」と相談を受けたことがあります 。一般的には、裁判所から和解案が出されると、これを大幅 に変更することは困難と言われていますが、被害者の強い 希望もあり私が訴訟弁護をこの段階からお引受けすること になりました。必死に訴訟活動を行った結果、裁判所から和 解案の第2案を得ることができ、損害賠償額全体を当初の 約2.5倍に増大させることに成功し、被害者に大変喜んで いただくことができました。ただ、残念なことに、裁判所和解 案の第2案では、HALによるリハビリ費用は認められません でした。

交通事故の損害賠償は、専門性が高いため、被害者の利益

を守るためにも事故で怪我をされたら、入院中・通院中でも、 すぐに専門の弁護士に相談をすることをお勧めします。私 にご相談いただければ、交通事故被害者特有の様々なお困 りごとのサポートができますし、HALによるリハビリ費用請 求等についても、アドバイスをさせていただきますので遠慮 なくご相談ください。



写真2. 現在のリハビリの様子